

報告第十三号

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について
右を報告する。

平成二十年十一月二十五日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成十八年第四回杉並区議会定例会において議案第八十五号
により議決を得た「杉並区立杉並芸術会館建築工事」

金額の変更	議決を得た契約金額	変更後の契約金額	契約金額の増額
	金十八億三千五百四十万円	金十八億七千六百十九万七千七百五十円	金四千七十九万七千七百五十円増

二 変更理由

工事着手後、特定資材の価格高騰により、契約変更の必要が生じたため。

三 専決処分年月日 平成二十年十一月二十一日